大阪府青少年健全育成条例の変遷

参考資料１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公布・改正年月日等 | 改正内容 | 社会背景 |
| （参考）昭和31年 | 大阪府青少年保護条例の制定（昭和59年廃止） | 非行少年の増加が社会問題化 |
| 昭和59年3月28日条例制定S59.11.1施行 | 大阪府青少年健全育成条例の制定○図書の自動販売機による販売の届出○広告物、図書、がん具に対する措置命令○有害がん具類の指定○みだらな性行為・わいせつ行為の禁止、場所の提供・周旋の禁止○立入調査権限の設定 | 規制強化型から関係業界の自主規制を求める府民参加型の社会環境整備を基本として新たに条例化 |
| 平成3年12月20日一部改正H4.4.1施行 | ○有害図書類指定制度の導入・青少年の性的感情を著しく刺激するもの、青少年の粗暴性又は残虐性を著しく刺激するものへの個別指定の導入・性的感情を著しく刺激する図書類に対して、一定基準を満たすものへの包括指定の導入（書籍、雑誌の場合は総頁数の３分の１以上、動画の場合は連続して３分を超えるもの） | 平成２年頃から一般書店で販売されているポルノコミック誌が社会問題化 |
| 平成15年3月25日一部改正H15.7.1施行 | ○有害図書類指定制度の強化・青少年の犯罪を著しく誘発するおそれのある図書類を有害図書指定する要件の追加・包括指定基準の改正（書籍、雑誌の場合は総頁数の５分の１又は合わせて30頁以上、動画の場合は合わせて３分を超えるもの）○インターネット上の有害情報への対応　フィルタリングソフトの活用など適切な方法による対応に関する施設管理者の努力義務○図書類等自動販売機の届出手続きの改正 | 自殺や犯罪を誘発するような情報やインターネット等新たな情報流通媒体が青少年に与える悪影響への懸念 |
| 平成17年10月28日一部改正H18.2.1施行 | ○夜間営業を行う施設への立入制限○夜間に外出させない保護者の努力義務○夜間連れ出し等の禁止○有害図書類指定制度の強化（団体指定の導入）○大人のおもちゃの販売等制限○図書類等自動販売機の届出が必要な者にがん具類の販売者等を追加○古物の買取り・物品の質受けの禁止○着用済み下着の買受け等の禁止○青少年に対する勧誘行為の禁止項目の追加○インターネット上の有害情報への対応　事業者や保護者に対する視聴防止の努力義務 | ○深夜営業店舗の増加に伴う青少年の深夜外出の増加○パソコン・携帯電話等の普及により、青少年がインターネット上の有害情報を容易に閲覧・入手できる状況への懸念 |
| 公布・改正年月日等 | 改正内容 | 社会背景 |
| 平成20年12月24日一部改正H21.2.23施行 | ○出会い喫茶等営業の規制○包括指定基準の改正（書籍、雑誌の場合、総頁数の10分の１又は合わせて10頁以上）○有害がん具刃物類の規制の見直し・がん具類の定義の見直し（がん具刃物類に変更）・緊急指定制度の導入○年齢知情特則の導入○立入調査の強化公安委員会が指定する者への権限付与○淫行禁止規定違反の罰則強化50万円以下の罰金又は１年以下の懲役⇒100万円以下の罰金又は２年以下の懲役 | ○出会い喫茶が大都市部を中心に増加し、青少年の雇用に関して営業者が逮捕される事件などが発生○過激な性描写を含む少女向けコミックが社会問題化○東京秋葉原でダガーナイフによる無差別殺傷事件が発生 |
| 平成22年11月４日一部改正H23.1.1施行 | ○出会い喫茶等営業の規制の削除風適法施行令の改正により出会い系喫茶営業が同法の規制対象となったため |  |
| 平成23年3月22日一部改正H23.7.1施行 | ○有害図書類指定基準を条例に明文化○有害図書類区分陳列違反に対する勧告制度の強化○携帯電話のインターネット上の有害情報への対策　フィルタリングサービスを利用しない場合の手続きを厳格化○「子どもの性的虐待の記録」の製造・販売・所持しない努力義務○出会い系サイト等の広告制限　無届業者の広告を掲載しない出版社の努力義務 | ○携帯電話インターネットの不適切な利用により、出会い系サイト等を介して青少年が性犯罪等の被害にあう事件が増加○子どもを被写体としたわいせつな写真集やインターネット上の画像が増加 |
| 平成26年10月31日一部改正同日改正 | ○児童ポルノ法改正に伴う法律名の引用箇所を修正 |  |